

第5期決算公告

平成19年6月27日

東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長 前田 晃伸

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	3,993,362	預 渡 性 預 金	74,803,064
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	302,336	債 券	4,723,806
買 現 先 勘 定	9,430,397	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	6,924,136
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	8,624,211	売 現 先 勘 定	12,821,752
買 入 金 銭 債 権	3,351,499	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,946,781
特 定 取 引 資 産	10,414,573	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	30,000
金 銭 の 信 託	49,558	特 定 取 引 負 債	8,297,301
有 価 証 券	36,049,983	借 用 金	4,563,438
貸 出 金	65,964,301	外 国 為 替	339,817
外 国 為 替	894,797	短 期 社 債	849,870
そ の 他 資 産	5,739,458	社 債	3,237,525
有 形 固 定 資 産	796,746	信 託 勘 定 借 債	1,135,358
建 物	265,439	そ の 他 負 債 金	5,770,656
土 地	398,988	賞 与 引 当 金	40,972
建 設 仮 勘 定	3,010	退 職 給 付 引 当 金	37,641
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	129,308	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	6,484
無 形 固 定 資 産	255,695	偶 発 損 失 引 当 金	13,046
ソ フ ト ウ ェ ア	203,031	特 別 法 上 の 引 当 金	2,680
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	52,664	繰 延 税 金 負 債	218,224
債 券 繰 延 資 産	22	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	107,272
繰 延 税 金 資 産	389,024	支 払 承 諾	4,480,551
支 払 承 諾 見 返	4,480,551	負 債 の 部 合 計	143,155,622
貸 倒 引 当 金	△ 856,314	（ 純 資 産 の 部 ）	
投 資 損 失 引 当 金	△ 174	資 本 金	1,540,965
		資 本 剰 余 金	411,110
		利 益 剰 余 金	1,440,310
		自 己 株 式	△ 32,330
		株 主 資 本 合 計	3,360,055
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,550,628
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 111,042
		土 地 再 評 価 差 額 金	150,616
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 38,964
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,551,237
		少 数 株 主 持 分	1,813,115
		純 資 産 の 部 合 計	6,724,408
資 産 の 部 合 計	149,880,031	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	149,880,031

連結損益計算書 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経常収益		4,099,654
資金運用収益		2,562,642
貸出金利		1,302,102
有価証券利息配当		592,863
コールローン利息及び買入手形利息		19,586
買現先利		470,335
債券貸借取引受入利息		22,847
預け金利息		76,527
その他の受入利息		78,379
信託報酬		66,958
役員取引等収益		658,899
特定取引収益		265,802
その他の業務収益		270,945
その他の経常収益		274,405
経常費用		3,351,484
資金調達費用		1,472,378
預金利息		477,042
譲渡性預金利息		107,561
債券利息		34,083
コールマネー利息及び売渡手形利息		31,937
売現先利		609,642
債券貸借取引支払利息		29,083
コマシャル・ペーパー利息		52
借入金利息		38,980
短期社債利息		3,493
社債利息		82,172
その他の支払利息		58,328
役員取引等費用		107,775
特定取引費用		4,258
その他の業務費用		123,438
営業費用		1,091,602
その他の経常費用		552,032
貸倒引当金繰入額		69,775
その他の経常費用		482,256
経常特別利益		748,170
固定資産処分益		16,642
償却債権取立益		77,389
その他の特別利益		154,379
特別損失		21,682
固定資産処分損失		17,071
減損		4,281
金融先物取引責任準備金繰入額		21
証券取引責任準備金繰入額		307
税金等調整前当期純利益		974,898
法人税、住民税及び事業税		43,267
法人税等調整額		223,699
少数株主利益		86,965
当期純利益		620,965

〈連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成方針〉

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社及び子法人等 133社
- 主要な会社名
- 株式会社みずほ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ信託銀行株式会社
みずほ証券株式会社
- なお、Mizuho Investment Management(UK) Ltd.他6社は、設立等により当連結会計年度から連結しております。
また、信用管理サービス株式会社他3社は、清算により連結の範囲から除外しております。
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の関連法人等 19社
- 主要な会社名
- 株式会社千葉興業銀行
新光証券株式会社
日本抵当証券株式会社
- なお、日本産業第一号投資事業有限責任組合他2社は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用したことに伴い、当連結会計年度から持分法の対象に含めております。
また、ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社他2社は、株式の追加取得に伴う持分比率の上昇により子会社となったこと等により持分法の対象から除いております。
- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
- 主要な会社名
- Asian-American Merchant Bank Limited
- 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
- | | |
|------------|-----|
| 9月末日 | 2社 |
| 10月末日 | 1社 |
| 12月末日 | 45社 |
| 3月末日 | 63社 |
| 6月最終営業日の前日 | 22社 |
- ② 9月末日、10月末日及び6月最終営業日の前日を決算日とする連結される子会社及び子法人等は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (5) のれんの償却に関する事項
のれんは原則として発生年度以降20年以内で均等償却しており、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。

〈連結貸借対照表の注記〉

注1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2.金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
- 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
- 4.金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法によっております。
- 5.デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- 6.有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年~50年 |
| 動 産 | 2年~20年 |
- 7.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 8.繰延資産は、次のとおり処理しております。
- (1) 社債発行費は発生時に全額費用として処理しております。
- (2) 債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行ってまいりましたが、

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で均等償却を行っております。

- (3) 社債発行差金及び債券発行差金は従来、資産として計上し、社債及び債券の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以降終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債及び債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金及び債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債及び債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債及び債券から直接控除しております。

9. 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

10. 主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び下記29.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は536,916百万円であります。

上記債権には、有価証券のうち、国内銀行連結子会社が保証を付している私募(証券取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。
14. 当社及び一部の国内の連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理してまいりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は5,788百万円減少しております。
15. 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積もり、必要と認められる額を計上しております。
16. 当社及び国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
17. 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は241,602百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は229,553百万円（同前）であります。

18. 国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

19. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

20. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

21. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金	104百万円	金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。
証券取引責任準備金	2,575百万円	証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。

22. 当社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 29百万円

23. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く） 93,336百万円

24. 有形固定資産の減価償却累計額 705,047百万円

25. 有形固定資産の圧縮記帳額 42,659百万円

26. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

27. 貸出金のうち、破綻先債権額は30,838百万円、延滞債権額は633,107百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

28. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,458百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は517,986百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

30. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,192,392百万円であります。

なお、27.から30.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

31. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は861,428百万円であります。

32. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	4,260,215百万円
有価証券	11,394,744百万円
貸出金	5,887,983百万円
その他資産	1,405百万円
有形固定資産	211百万円
担保資産に対応する債務	
預金	640,082百万円
コールマネー及び売渡手形	2,143,279百万円
売現先勘定	5,604,841百万円
債券貸借取引受入担保金	5,238,721百万円
借入金	2,985,346百万円
その他負債	8,623百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,428百万円、「特定取引資産」306,986百万円、「有価証券」2,973,539百万円、「貸出金」360,776百万円を差し入れております。

非連結子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は120,724百万円、デリバティブ取引差入担保金は489,876百万円、先物取引差入証拠金は25,814百万円、その他の証拠金等は3,888百万円あります。

33.土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 139,972百万円

34.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金745,002百万円が含まれております。

35.社債には、劣後特約付社債2,117,302百万円が含まれております。

36.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,583,072百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ1,537,996百万円減少しております。

37.国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託987,910百万円、貸付信託172,055百万円であります。

38.1株当たりの純資産額 336,937円64銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は9,566円77銭減少しております。

39.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部が含まれております。以下42.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	8,628,467	5,200

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	969,020	967,192	△1,828	0	1,829
地方債	49,980	49,797	△183	—	183
その他	318,445	312,394	△6,051	—	6,051
合計	1,337,447	1,329,383	△8,063	0	8,064

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,317,061	6,010,844	2,693,783	2,741,841	48,058
債券	15,554,634	15,397,175	△157,458	3,953	161,412
国債	14,673,319	14,521,005	△152,314	2,026	154,340
地方債	85,441	84,787	△654	499	1,154
短期社債	6,906	6,905	△0	—	0
社債	788,966	784,477	△4,489	1,427	5,917
その他	9,417,961	9,322,758	△95,203	57,536	152,740
合計	28,289,657	30,730,779	2,441,121	2,803,332	362,210

なお、上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は3,935百万円（収益）であります。また、時価ヘッジの適用の結果、純資産直入処理の対象となる額は2,437,185百万円であり、同対象額に繰延税金資産341百万円を加え、繰延税金負債836,509百万円を差し引いた額1,601,017百万円のうち少数株主持分相当額56,609百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額6,107百万円を加算した額1,550,515百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度における減損処理額は、3,247百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

40.当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	34,125,456	311,223	48,873

41.時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 信託受益権 非公募債券 非上場外国証券 その他	2,161,377 2,231,551 1,264,857 475,292

42.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	6,648,544	7,704,173	2,501,038	1,801,778
国債	6,244,060	5,782,659	2,050,467	1,412,838
地方債	4,078	89,878	36,960	8,290
短期社債	6,905	-	-	-
社債	393,499	1,831,635	413,610	380,649
その他	1,180,743	4,208,060	2,911,237	3,838,161
合計	7,829,288	11,912,234	5,412,275	5,639,940

43.金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	48,872	12

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	686	686	-	-	-

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

44.無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計5,093百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は8,769,615百万円、再貸付に供している有価証券は262百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずし所有しているものは5,528,908百万円であります。

45.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,899,937百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が44,504,074百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

46.当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,176,329百万円
年金資産（時価）	1,592,882
未積立退職給付債務	416,552
未認識数理計算上の差異	36,822
連結貸借対照表計上額の純額	453,374
前払年金費用	491,016
退職給付引当金	△37,641

47.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は5,022,335百万円であります。

(2)純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

- ①これにより、従来の「動産不動産」中の建物土地動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
- ②「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」及び「その他の無形固定資産」に含めて表示しております。
- (6) 連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
- 48.「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。同実務対応報告に照らして子法人等に該当する投資事業組合については、従来より連結していることから、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
- 49.「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
- 50.当社は、平成19年4月20日に、当社保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。
- (1) 発行体
- ①Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited
②Mizuho Preferred Capital (Cayman) 2 Limited
- (2) 発行証券の種類
配当非累積型永久優先出資証券
- (3) 償還総額
- ①Series B 112,500百万円
②Series A 73,000百万円
- (4) 償還予定日
平成19年6月29日
- (5) 償還理由
任意償還期日到来による
- 51.当社は、平成19年5月22日の取締役会において、子会社である株式会社みずほフィナンシャルストラテジーが保有する当社普通株式を取得し、取得後直ちに消却することを決議し、下記のとおり取得・消却を実施いたしました。本件は、平成15年3月の事業再構築の過程で発生し、上記子会社が当該時点で保有していた当社株式すべて（261,040.83株）を処分したものであり、その内容は以下のとおりです。
- ①取得した株式の総数 当社普通株式 261,040株
②1株あたり取得価額 847,000円
③株式の取得価額の総額 221,100,880,000円
④消却した株式の総数 上記①の取得株式の総数に同じ
(会社法第178条に基づく消却)
- ⑤取得・消却実施日 平成19年5月28日
⑥取得方法 相対取引
⑦本件により、資本剰余金及び利益剰余金が合計30,235,629,506円減少いたしますが、自己株式も同額減少するため、純資産の部合計には変動ございません。
- なお、1株未満の端株（0.83株）につきましても、併せて当社の株式取扱規程に基づき取得・消却を実施し、上記子会社が保有する当社株式のすべての買戻し・消却を完了いたしました。
- 52.当社は、平成19年5月22日の取締役会において、以下のとおり1,500億円を上限とする自己の株式（普通株式）の取得枠を設定いたしました。本件は、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から実施するものです。
- 取得の内容
- ①取得する株式の種類 当社普通株式
②取得する株式の総数 250,000株（上限）
③株式の取得価額の総額 1,500億円（上限）
④取得する期間 平成19年6月1日から平成19年11月30日まで
⑤取得方法 市場取引等
- 53.銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（国際統一基準） 12.48%

〈連結損益計算書の注記〉

- 注1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.1株当たり当期純利益金額 51,474円49銭
- 3.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 48,803円07銭
- 4.特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- 5.「その他経常収益」には、株式等売却益231,265百万円を含んでおります。
- 6.「その他の経常費用」には、株式等償却335,790百万円及び貸出金償却67,141百万円を含んでおります。
- 7.「その他の特別利益」には、退職給付信託返還益125,961百万円及び偶発損失引当金取崩額28,257百万円を含んでおります。

8.当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	廃止予定店舗 3店 遊休資産 32物件	土地建物動産等	1,299
その他	営業用店舗 1店 遊休資産 61物件	土地建物動産等	2,981

国内銀行連結子会社、一部の国内信託銀行連結子会社及び一部の国内の連結される子会社において、廃止予定店舗、営業用店舗及び遊休資産について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。回収可能価額については、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出した価額、及び鑑定評価額に基づいた価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。